

国立市行財政改革プラン 2027

令和2（2020）年4月
国立市

第1章 行財政改革プランについて	1
1. 策定背景	1
2. 財政状況	1
3. これまでの取組	5
4. 計画期間	7
5. 新型コロナウイルス感染症拡大とその影響	7
第2章 行財政改革プランの理念	8
1. 行政改革	8
2. 財政改革	8
第3章 行財政改革の取組方針	9
取組方針1 「市民ニーズに対応した実行力ある行政運営」	9
取組方針2 「持続可能な財政運営の推進」	9
取組方針3 「民間活力の導入」	9
取組方針4 「組織力の向上」	9
第4章 具体的な取組	10
取組方針1 「市民ニーズに対応した実行力ある行政運営」に係る取組	10
取組方針2 「持続可能な財政運営の推進」に係る取組	14
取組方針3 「民間活力の導入」に係る取組	18
取組方針4 「組織力の向上」に係る取組	21

第1章 行財政改革プランについて

1. 策定背景

将来にわたって安心・安全に暮らしていける国立市にするためには、時代の流れに即して業務のスリム化を図り、持続可能な行政運営を行っていけるようにしなければなりません。

現在国立市では、組織及び運営の簡素化・効率化に努め、最小の経費で最大の効果をあげられるように、限られた資源を最大限活用し、市民サービスの向上を図るとともに、コストの見直しを推進しています。

また、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応するために、行政には、より市民に寄り添った市民サービスを行っていくことが求められています。それに伴い、新規事業の増加が見込まれており、人員、予算がさらに必要になってきます。しかし、事業は増加する一方で自然に減少することはなく、人員、予算にも限りがあります。

限りある資源を最大限活用し、将来にわたって市民に利益をもたらすためには、行政だけでなく、市民・議会・行政が一体となって痛みを伴う行財政改革を推進していく必要があります。

そのため、行財政改革プランを策定し、市民が将来に夢を持てるように行財政改革を市全体で推進していき、「学び挑戦し続けるまち ともに歩み続けるまち 培い育み続けるまち 文教都市くにたち」の実現を目指します。

2. 財政状況

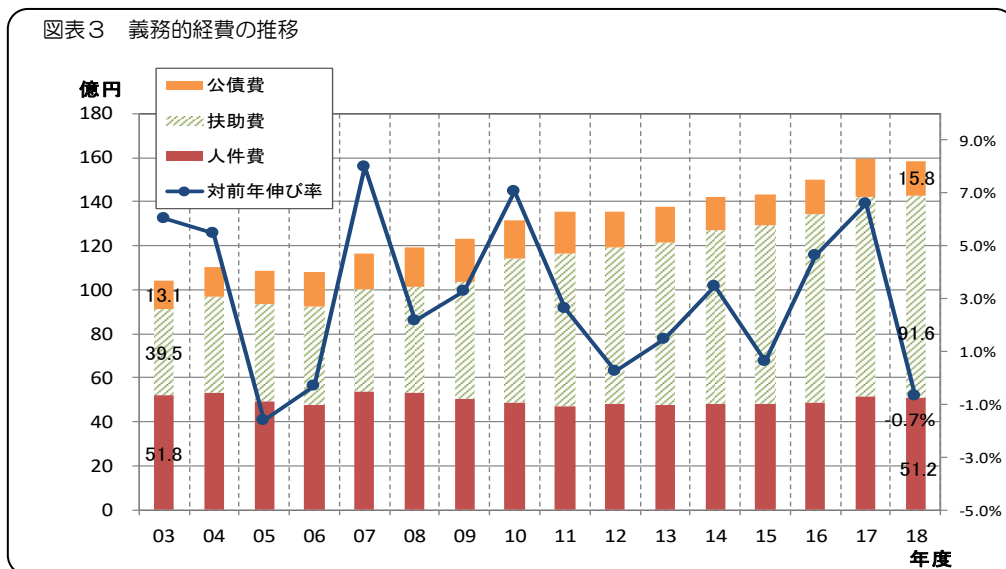
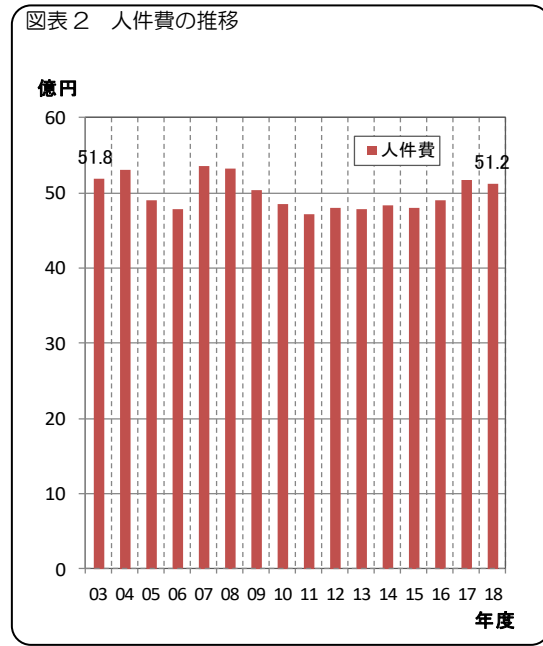
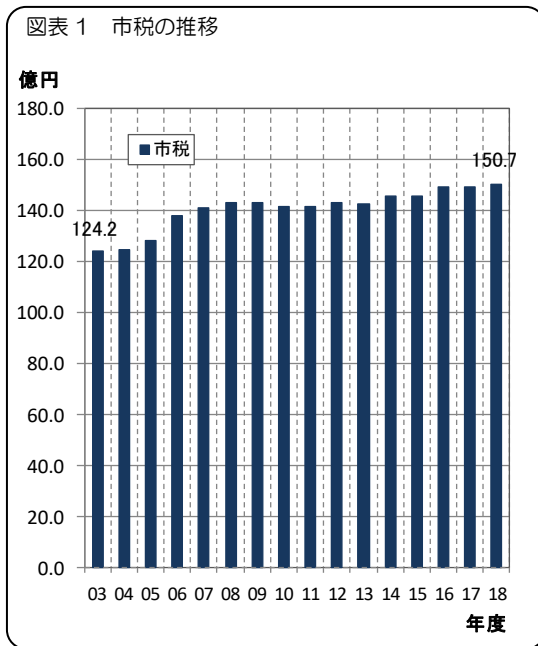
国立市の財政状況は、平成30(2018)年度決算の歳入から見ると市の歳入の根幹である市税が、納税義務者の増等による個人市民税の増や生産緑地の宅地化やマンション建設等により固定資産税が増加したこと等により、過去最高の約150億7千万円となりました(図表1)。一方、税連動交付金では、清算基準の見直しに伴い地方消費税交付金が2億2千5百万円の大減となり、この影響により、経常一般財源等¹は前年度比で△1.0%となりました。また、3年ぶりの普通交付税交付団体となりました。

歳出では、しょうがい者福祉サービス費や保育所関連経費等の扶助費が増となった一方、退職手当の減等により人件費(図表2)が減り、また、繰上償還を行わなかったことにより公債費も減となりました。この結果、義務的経費²(図表3)は前年度比約1億2千万円のマイナスとなりました。ただ、依然として義務的経費が高い水準で推移していることに変わりはなく、今後も厳しい行財政運営が必要なことを示しています。中でも、人件費については、職員定数、時間外勤務時間数及び非正規職員比率が、そのすべてにおいて他市平均値より高い状況となっており、「職員定数及び時間外勤務時間数の適正化計画」

¹ (市税などの「一般財源」のうち、その年度のみ、期間限定など臨時的に収入されるお金ではなく、毎年、経常的に(事業の有無にかかわらず)収入されるお金のこと)

² 法令又は契約上、毎年度義務的に支出が見込まれ、行政の裁量の及びにくい人件費、扶助費、公債費の合計

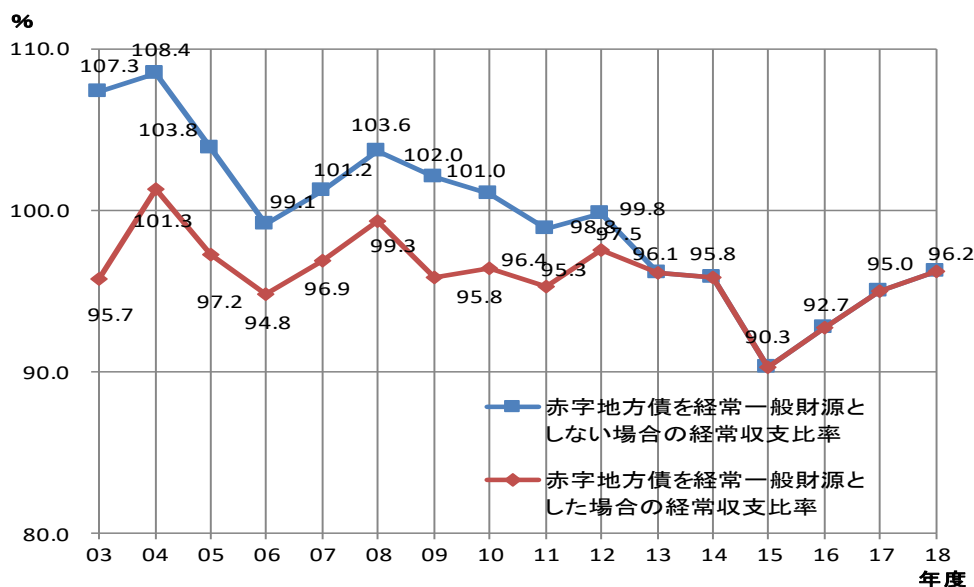
を策定し、改善に取り組んでいます。



財政の弾力性を表す経常収支比率³（図表 4）は、税連動交付金の減や扶助費の増等により前年度比 1.2 ポイント悪化し、96.2%となりました。少子高齢社会の進展を受け、今後ますます扶助費や繰出金が増えていくことが予想されるほか、公共施設の老朽化対策や待機児童解消等の課題も山積していますので、財源確保及び経費削減について一層努めていく必要があります。

³ その年度における経常的な収入（市税、地方譲与税及び税連動交付金等）に対する経常的な支出（毎年必要になる経費）の割合で、この数字が低いほど自由に使える財源が多く、財政の弾力性があるなどと表現されます。

図表4 経常収支比率の推移

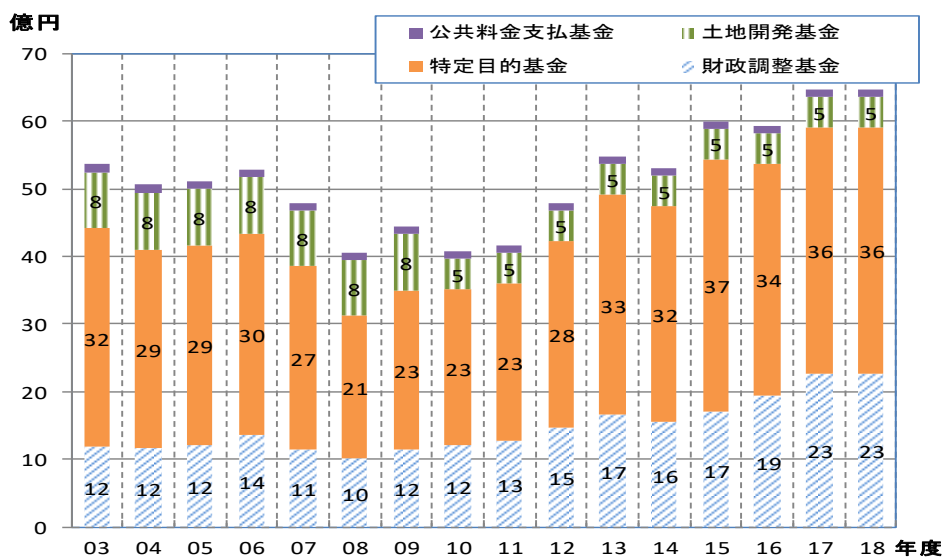


基金（図表5）は、平成30（2018）年度の基金全体では、積立てが10億1,935万円、取崩しが10億2,490万円で、差し引き555万円減となりました。財政調整基金は積立てが2億7,971万円、取崩しが2億8,000万円でした。また、特定目的基金は積立てが7億3,964万円、取崩しが7億4,490万円でした。その結果、平成30（2018）年度末残高は、財政調整基金が22億7,286万円、特定目的基金が36億2,910万円となりました。

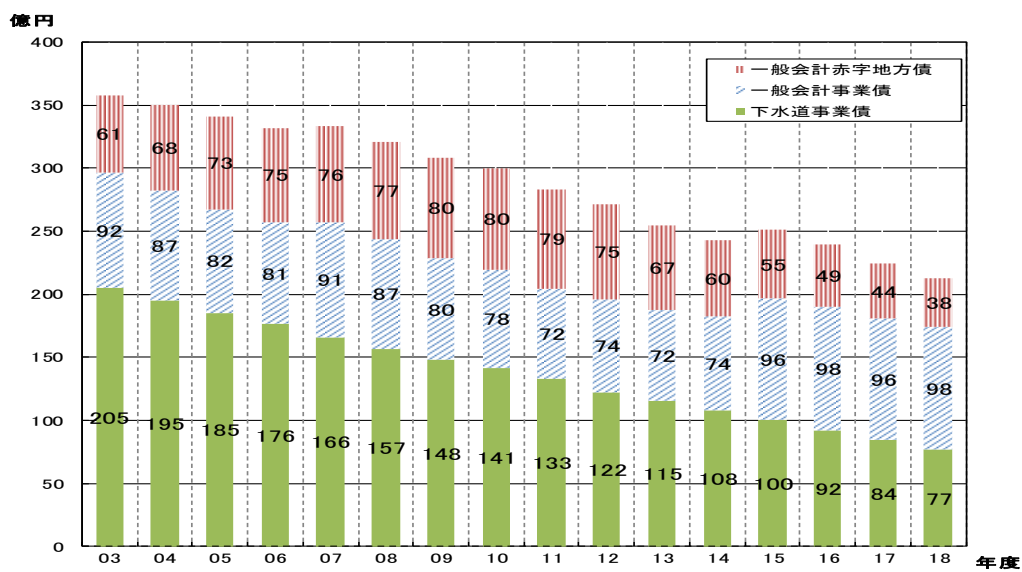
市債（図表6）は①一般会計事業債、②一般会計赤字地方債、③下水道事業債いずれも残高が減少しています。一般会計①②と下水道事業特別会計③を合わせると、市全体の市債残高は212億5,798万円で、平成29（2017）年度末の224億2,070万円に比べ11億6,273万円減っています。

基金は増え、市債は減っていますが、先述の通り少子高齢社会の進展を受け、今後ますます扶助費や繰出金が増えていくことが予想されるほか、老朽化した小中学校や給食センターの建て替えや（仮称）矢川プラスの建設、さらなる待機児童解消等の課題もあることから、令和2（2020）年2月作成の中期収支見通し（図表7）では、8年間の計画期間に合計で約53億円の財源不足が見込まれています。

図表5 基金残高の推移



図表6 市債残高の推移



図表7 中期財政収支見通し(2020年度～2027年度)

<財源調整表>

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
経常枠歳入 A	28,025	28,296	28,428	28,743	28,862	29,033	29,287	29,380
経常枠歳出 B	24,532	24,879	25,265	25,417	25,556	25,738	25,837	25,886
差引(特別会計と計画事業に使える一般財源の額) A-B=C	3,493	3,417	3,163	3,326	3,306	3,295	3,450	3,494

特別会計繰出金等に必要な一般財源 D	3,622	3,641	3,514	3,501	3,417	3,401	3,371	3,356
国民健康保険特別会計繰出金	875	875	875	875	875	875	875	875
介護保険特別会計繰出金	978	1,013	1,031	1,061	1,098	1,128	1,152	1,193
後期高齢者医療特別会計繰出金	737	755	787	810	845	869	909	934
下水道事業会計負担金・補助金	1,032	998	821	755	599	529	435	354
計画(政策)事業に充当できる一般財源 C-D=E	△ 129	△ 224	△ 351	△ 175	△ 111	△ 106	79	138
計画(政策)事業に必要な一般財源(普通建設事業以外) F	587	475	379	458	485	495	496	495
計画(政策)事業に必要な一般財源(普通建設事業) G	77	117	92	72	45	41	38	37
計 F+G=H	664	592	471	530	530	536	534	532

実施計画時差引財源不足額 E-H=I	△ 793	△ 816	△ 822	△ 705	△ 641	△ 642	△ 455	△ 394
--------------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

※実施計画時差引財源不足額(I)に対する財源調整は、財政調整基金等取崩し及び健全化の取組などにより対応する。

3. これまでの取組

国立市はこの10年ほど、「国立市行財政健全化プラン」、「国立市新行財政健全化プラン」、「財政健全化の方策(案)」等に基づく行財政健全化に向けた取組を行ってきました(図表8参照)。中でも、平成24(2012)年に設置された財政改革審議会による同年8月の中間答申、翌平成25(2013)年8月の最終答申を受けて行った取組による財政健全化は大きな成果を生んでいます。

平成26(2014)年2月に策定した「財政健全化の取り組み方針・実施細目」により、家庭ごみ有料化、資産の有効活用、給与の適正化等による歳出抑制等を通じて財政運営の効率化や健全化に取り組んだ結果、現在でも毎年度7億7,000万円ほどの経常的な効果額を生み出しています。

さらに、平成28(2016)年度には「国立市健全な財政運営に関する条例」を制定し、引き続き健全で規律のある財政運営に取り組むとともに、平成30(2018)年2月には、「職員定数及び時間外勤務時間数の適正化計画」を策定し、職員定数、時間外勤務時間数の抑制に努めているところです。また、事務事業評価による事業のスクラップアンドビルドや、システムの入替等による業務の効率化も引き続き進めています。長年見直してこなかった使用料・手数料

についても、見直しを進め、令和2（2020）年4月に改定を行うこととなりました。

このたび、令和元（2019）年度で「財政健全化の取り組み方針・実施細目」の計画期間が終期となることや、この「財政健全化の取り組み方針・実施細目」についてはあくまでも「財政健全化」が目的であったことから、ここで新たに「行政改革」にも注力した「国立市行財政改革プラン2027」を策定し、第5期基本構想第2次基本計画が目指すまちづくりを支えています。

図表8 財政健全化に向けたこれまでの取り組み（過去10年）

年 度	健全化効果額 (千円)	主な健全化取り組み
平成21（2009）年度	617,579	市税等の徴収体制強化、ホームページバナー広告導入、介護保険低所得者対策本人負担見直し、プラスチック類再資源化事業委託料見直し、職員定員管理
平成22（2010）年度	678,121	市税等の徴収体制強化、谷保駅跨線橋掲示板広告導入、職員給与制度改革、食事サービス見直し、職員定員管理
平成23（2011）年度	302,376	市税等の徴収体制強化、清化園跡地活用事業土地賃貸料、理事者給与削減、職員給与構造改革、人間ドック助成事業見直し、職員定員管理
平成24（2012）年度	96,561	市内案内板・番号表示機導入、職員給与都表移行、理事者共用車リース見直し、PPSの導入、職員定員管理
平成25（2013）年度	417,040	財政改革審議会中間答申を受けての健全化策による
平成26（2014）年度 ～平成30（2018）年度	1,739,094	財政健全化の取り組み方針・実施細目による健全化効果額（累計）

4. 計画期間

第5期基本構想第2次基本計画に連動させ、令和2（2020）年から令和9（2027）年までの8年間を計画期間とします。なお、第5期基本構想第3次基本計画策定時を目安に、必要に応じて見直しを行う予定です。

5. 新型コロナウイルス感染症拡大とその影響

新型コロナウイルス感染症は、令和2(2020)年1月に日本国内において感染者が確認され、令和2(2020)年4月現在では、感染者が1万人を超えてさらなる感染拡大の局面に直面しています。新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が初めて行われ、人と人との接触が強く制限されるとともに、都内でも休業要請がなされ、経済が縮小していくことが予想されます。その結果として、所得の減少や消費の縮小等に伴う歳入の減少とともに、新たな行政需要の発生による歳出の増加が懸念されます。

よって、本プランの推進に当たっては、その時点での社会経済情勢の変化を的確に捉えながら柔軟に対応していきます。

第2章 行財政改革プランの理念

1. 行政改革

今後国立市では、生産年齢人口の減少、後期高齢者人口の増加が見込まれており、それに伴い、行政の需要は確実に増加していきます。

また、介護保険事業計画や、幼児教育・保育無償化等の国の制度創設・改正、DV対策、防災・減災への対応等新たな行政課題への対応等により、市が実施しなければならない業務は増加する一方です。さらに、制度の複雑化等により業務の難易度も上昇しています。

そのため、現在行っている業務を的確に把握した上で、担い手の最適化、業務の民間委託、ICTの活用や業務の効率化を行うとともに、職員の意識向上及び職場環境の向上を図ることにより、職員一人一人が本来の能力を最大限発揮できるようにすることで、新規事業への人員・時間を確保し、新たな市民ニーズに対応できる効果的・効率的な行政運営を目指していきます。

2. 財政改革

国立市では、財政健全化の取組に努めているところですが、人件費、扶助費、公債費の義務的経費の増加により、経常収支比率が上昇しています。

また、令和9（2027）年度までの中期財政収支見通しでは、毎年度3億円以上、年度によっては8億円以上の財源不足が生じる見込みとなっています。さらに、少子高齢化の進行に伴い、介護保険費や後期高齢者医療費が増加することに加え、生活保護費、障害者福祉サービス費をはじめとする扶助費も膨らみ、保育需要への対応、公共施設の老朽化対策も必要となります。加えて、歳出が増大するのに対し、人口減少により市税収入は減少していくことが予想され、国立市の財政状況は楽観視できるものではありません。

このような状況の中、新たな市民ニーズに対応していくためには、引き続き、財源確保、歳出抑制を図り、業務の見直し、改革に取り組むことが必要です。

そして、限られた財源を効果的かつ効率的に活用するとともに、将来に責任を持ち、人口動態、社会経済状況等の変化に対応した計画的な財政運営を目指していきます。

第3章 行財政改革の取組方針

取組方針1 「市民ニーズに対応した実行力ある行政運営」

多様化し高度化する市民ニーズの変化と社会経済情勢の変化に対応する施策を、選択と集中を図りながら推進します。また、時代の変化に応じた既存事業のスクラップアンドビルドや手法の転換など、より良い市民サービスを提供するための工夫と仕組みづくりを推進します。

取組方針2 「持続可能な財政運営の推進」

少子高齢化の進展による社会保障費の増加、南部地域やJR国立駅周辺の整備事業、公共施設マネジメント、待機児童対策等々、本市を取り巻く中長期の財政は厳しい状況にあります。引き続き安定した財源確保に努めるとともに、限られた財源を重点的、効果的に配分し、将来世代に責任を持つ持続可能な財政運営を行っていきます。

取組方針3 「民間活力の導入」

職員定数の適正化を推進していくに当たり、多様化し高度化する市民ニーズのすべてに行政が直接対応していくことは困難な状況にあります。民間にできることは民間に委ね、市が重点的に取り組む事業への職員配置を行っていく必要があります。よって、PFI、指定管理者制度、アウトソーシング等々、民間活力の効果的な導入を推進していきます。また、外郭団体等のより効率的・効果的な運営に向け、経営体制や人材育成などの支援に積極的に取り組みます。

さらに、上記のような民間活力の活用に加え、例えば、地域包括ケアシステムにおける医療・介護の多職種連携や地域住民による見守り・居場所づくりといった活動を行政がコーディネートしながら課題解決に取り組むなど、行政・民間・地域住民がそれぞれの特性を活かしながら地域の総合力をもって新たな課題へと対応する仕組みを検討していきます。

取組方針4 「組織力の向上」

職員の能力向上を図ることにより、必要最小限の人数で効率的な業務の遂行に取り組むことができる組織を作ります。また、AI・RPA等の技術を活用した定型的作業の自動化等による業務の効率化等により、職員の課題解決に対応する時間の確保を目指します。さらに、多様な働き方を前提に、産休・育休等、欠員の発生による組織力と生産性の低下を防ぐため、柔軟な人員管理や臨機応変な業務分担ができる仕組みづくりを進めます。

第4章 具体的な取組

取組方針1 「市民ニーズに対応した実行力ある行政運営」に係る取組

取組名					担当部
テーマ型タウンミーティングの開催					政策経営部 各部
概要	タウンミーティングは市長と市民とが直接意見交換する貴重な場となっているが、必要な案件がある場合に開催している状況である。各部が抱える課題等についてタイムリーに意見交換を行うため、定期的（原則として、議会月を除く各月）にテーマ設定型タウンミーティングを開催する。				
効果	市民の意見を直接市政に反映することができるとともに、市民の市政への理解が促進され開かれた市政運営を推進することができる。				
計画	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)～9(2027)年度
	実施				継続

取組名					担当部
広域連携の推進					政策経営部 各部
概要	人口減少社会においては、持続可能なまちづくり、地域づくりに広域連携が必要となってくる。現在、近隣9市（立川、昭島、日野、福生、東大和、国分寺、小平、武蔵村山、国立）で広域連携推進協議会を設置している。近隣市と連携し国立市単独では解決できない行政課題の解決や市民サービスの向上を目指す。				
効果	国立市単独では解決できない行政課題の解決や市民サービスの向上が図られ、効率的な行政運営につながる。関係団体との協力を強化し、市政の運営を行っていくことができる。				
計画	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)～9(2027)年度
	推進				継続

取組名					担当部
行政評価システムによるPDCAサイクルの推進					政策経営部 各部
概要	<p>引き続き、行政評価システムによる事務事業評価を用いたスクラップアンドビルドを推進していく。</p> <p>また、事務事業評価委員会については設置から6年が経過し、対象事業の規模が小さくなっていることや対象事業数が少なくなっていること、1つの事業のみを対象としても評価に限界があることから、事務事業評価を含めた施策評価に対する外部評価として、新たに施策等評価委員会を設置する。</p>				
効果	<p>事務事業を見直し、スクラップアンドビルドを行うことで、限られた財源とマンパワーを有効活用し、新たな行政課題・住民ニーズに的確に対応していくことができる。</p> <p>事務事業評価委員会から施策等評価委員会へと改組することで、施策から事務事業の目的や効果等を検証することにより、それぞれの事業の意義や重複の有無、優先度などが見えやすくなり、市全体としての効率化が図られるほか、担当職員の各事務事業への理解が深まる。</p>				
計画	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)～9(2027)年度
	推進（施策等評価委員会については、令和4年度効果検証）				継続

取組名					担当部
図書館施設のあり方検討					教育委員会
概要	<p>平成29（2017）年3月に策定した「公共施設等総合管理計画」における図書館のマネジメント方針に従い、市民ニーズを捉えながらも、中央図書館、北市民プラザ図書館、各分室について施設配置のあり方及び他の施設との複合化等を検討する。施設の規模・配置を適正化し、効果的・効率的な管理運営を目指す。</p>				
効果	<p>規模・配置の適正化により、市民サービスの向上が期待できる。</p>				
計画	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)～9(2027)年度
	施設配置のあり方検討				実施

取組名					担当部
総合窓口設置（委託化）の検討					政策経営部 行政管理部 各部
概要	<p>証明書交付等の定型的な窓口業務では、来庁者の方を長時間お待たせすることや電話対応ができないことがあるほか、転入出時には複数の窓口を回ることによって不便をおかけすることがある。</p> <p>このことから、市民課窓口での証明書交付や定型的な異動処理、電話対応のみならず、転入出時に順次回ると想定される税務・年金・国保・子育て・教育等の各窓口の定型的機能をひとつにまとめ、効率的で迅速な処理が可能となるワンストップサービス（総合窓口）導入の検討を進める。</p> <p>また、総合窓口の設置に併せ、様々な課題を想定しつつ、委託化すべき業務と直営で行う業務を整理し、窓口業務の民間委託化を検討する。</p>				
効果	<p>総合窓口を設置することにより、定型的な手続きについてはワンストップで対応が可能となり、市民の利便性が向上する。また、委託化と併せて検討することにより、市職員の効果的な配置や窓口での待ち時間が短縮される可能性がある。</p>				
計画	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)～9(2027)年度
	検討	準備	実施		継続

取組名					担当部
マイナンバーカードの利活用による市民サービスの向上					政策経営部 行政管理部 各部
概要	<p>社会保障・税番号（マイナンバー）制度は、「公平・公正な社会の実現」「国民の利便性の向上」「行政の効率化」を目指して導入され、マイナンバー法第5条により、地方公共団体は国と連携を図りながら、自主的かつ主体的に市民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資する施策を実施するものとされている。令和2（2020）年9月にはポイント還元制度、令和3（2021）年からは健康保険証としての利用開始が予定されている。</p> <p>これらに対して、遅滞なく準備を進めていくほか、マイナンバーカード取得の促進に向けた取り組みを強化し、各種証明書のコンビニ交付を推進していく。併せて、マイナンバーカードの独自利用、多目的利用に関する検討及び申請書類そのものの簡素化を行い、市民の利便性向上及び行政運営の効率化を図っていく。</p>				
効果	<p>各種申請手続きでの添付資料等の削減や申請書類の簡素化を進め、市民の利便性の向上や行政の効率化につなげていく。マイナンバーカードが普及することにより、コンビニ交付が進み、証明書等の交付時間の拡張や行政サービス拠点の拡充が図られ、市民サービスの向上と窓口業務が効率化される。</p>				
計画	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)～9(2027)年度
	マイナンバーカードの取得促進・利活用検討				

取組名		担当部			
投票区見直しによる投票率の向上		選挙管理委員会事務局			
概要	<p>昭和47(1972)年に現在の12投票区となってから細かな区割りの変更は行っていたが大きな変更がない状況となっている。当時の有権者数が、45,000人弱であり現在は64,000人弱となっている。</p> <p>区割りについても、当時は学校施設の利用が根本にあり、そこから増設をしていく中で大きな見直しをされていない状況である。</p> <p>投票率については、東京都全体の中では上位となっている状況であるが、一方、市内各投票所の投票率を見ると高い投票所と低い投票所では、14%の差があり全体の投票率より6%低い結果となっている。投票率の低い3つの投票区では、南北に長く投票所に行くのに坂がある状況であるため投票所に足を運びにくいのではないかと推測される。</p> <p>期日前制度が平成16(2004)年の参議院議員選挙より導入され、昨年の参議院議員選挙では投票者中34%が期日前投票を行っている状況であるが当日の投票者が6割以上となっており、駅前プラザの開設により投票環境は向上している。</p> <p>今後は、期日前投票者数の割合の推移を見ていく中で投票率の低い投票区の検討を行い、投票所増設及び区割りの検討を行う。</p>				
効果	投票環境が向上し、投票率の向上が見込まれる。				
計画	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)～9(2027)年度
	検討			段階的实施	継続

取組名		担当部			
公共施設マネジメントの推進		政策経営部 各部			
概要	<p>現在の公共建築物を同規模で今後50年間維持するためには改修費用や運営費など、年間平均で約61億円が必要とされており、現在支出している更新・改修・管理運営費や人口減少を踏まえた税収減を踏まえると、約11億円程度の不足が生じる。この不足分を補っていくために、大きな方針として①総延べ床面積の縮減、②管理運営費用の縮減、③新たな財源の創出の3つの取組を推進していくが、短中期的なアクションプランとして「(仮称)公共施設再編計画」を策定したうえで、取り組みを推進する。</p>				
効果	<p>技術的見地を踏まえた、計画的な公共施設の改修により、施設を安全に使用することができるとともに、将来のまちや地域の在り方を見据えた公共施設の再配置・集約を行うことで、長期的なコストの縮減と市民の利便性の向上につながる。</p>				
計画	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)～9(2027)年度
	公共施設再編計画の策定	計画の推進			継続

取組方針2「持続可能な財政運営の推進」に係る取組

取組名					担当部
受益者負担の適正化					政策経営部 各部
概要	<p>国立市健全な財政運営に関する条例に基づき、定期的（4年に1度）に見直しを行う。市民全体の負担の公平性の観点や近隣自治体との均衡の観点から、受益者負担の適正化を行っていく。</p>				
効果	<p>受益者負担の適正化が図られ、公平性のある行政サービスを行うことができる。</p>				
計画	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)～9(2027)年度
	改定	検討		見直し	4年に1度見直し

取組名					担当部
ふるさと納税の推進					政策経営部
概要	<p>ふるさと納税については、返礼品競争の過熱や法改正等により年々受け入れ額と市税流出額の差が広がっており、平成30(2018)年度決算では受け入れ額と市税流出額の差は約マイナス1億4,000万円となっている。これまで以上に返礼品の充実や、寄附の使いみちを具体化する等の取組を強化していく。</p>				
効果	<p>寄付金額が向上することによる財政効果が期待できる。</p>				
計画	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)～9(2027)年度
	推進				継続

取組名		担当部			
国民健康保険特別会計法定外繰入金の削減		健康福祉部			
概要	<p>国民健康保険特別会計については、いわゆる赤字繰出しが一般会計を圧迫していたことから、平成28（2016）年度に税率改定を行い、その削減を行ってきた。</p> <p>令和元（2019）年度中に数値目標を示した赤字解消計画を策定することが求められており、国民健康保険制度と他の健康保険制度との違いを念頭に置いて、被保険者の負担を考慮しつつ計画を策定する。課税賦課限度額の改定が示された場合には速やかに対応するとともに、糖尿病性腎症重症化予防事業やジェネリック医薬品差額通知送付事業、残薬管理事業等による医療費削減等を進め、目標達成に向けて取り組む。</p>				
効果	<p>国民健康保険特別会計の法定外繰入金が減少することにより、一般会計にて市が裁量性を持って活用できる一般財源が増加することとなり、弾力的な財政運営が可能となる。</p>				
計画	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)～9(2027)年度
	計画の推進				継続

取組名		担当部			
市債権の管理・回収の強化		政策経営部 健康福祉部			
概要	<p>市税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料はいずれも高い収納率になっているが、その他の市債権の管理・回収は、コンプライアンス等の問題を解決してきたものの、まだ必要最低限のレベルをクリアしてきている程度である。</p> <p>債権額の最も大きい生活保護費返還金については、ケースワーカーが適切な業務を行うことができる体制を構築し、並行して生活保護受給者に対する周知徹底、債権発生原因やパターンの分析と各対応策の研究等を行う。また、体制の構築と並行して、債権管理のエキスパートである収納課職員がこれらの管理・分析・研究等を行う。</p>				
効果	<p>適正な債権管理により、財政効果が期待できる。</p>				
計画	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)～9(2027)年度
	体制構築	実施			継続

取組名					担当部
公金の管理・運用の検討					会計課 政策経営部
概要	<p>公金の管理及び運用にあたっては、地方自治法等法令により安全・確実かつ有利・効率的、支払準備に支障がない（流動性）方法で行うことが明記されている。平成28（2016）年に導入された日銀のマイナス金利政策により極めて低い長短金利水準下において、前記方法で遵守する中で市にとって有利な条件により運用することが大変難しい状況となっている。</p> <p>このような環境下においても、最も確実・有利な方法で管理運用する仕組みの検討を進める。</p>				
効果	公金の運用益の増加により財政効果が期待できる。				
計画	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)～9(2027)年度
	検討	準備	実施		継続

取組名					担当部
統一的な基準による新地方公会計制度の活用					政策経営部 各部
概要	<p>平成27(2015)年1月23日に、総務大臣より、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」が発出され、統一的な基準に基づく財務諸表の作成を平成29(2017)年度までに行うことが要請された。これを受けて、国立市では平成28(2016)年度決算分より統一的な基準に基づく財務書類を作成している。</p> <p>発生主義・複式簿記に基づく統一的な基準による財務書類を作成することにより、現金主義・単式簿記である官庁会計では把握できないストック情報（資産、負債）やフルコスト情報（減価償却費、引当金繰入額などの非現金支出費用を含む）を提供し、官庁会計を補完することが求められている。</p> <p>現在、国立市では、財務書類や固定資産台帳を作成・開示し、指標経年比較や類似団体比較などを通して財務書類の活用を行っているが、今後、財政マネジメントの強化に寄与するため、資産管理や予算編成等への新地方公会計情報の更なる活用が期待されている。</p>				
効果	統一的な基準による財務書類を作成・開示することにより、市の全般的な財務状況がより多面的かつ合理的に明らかになり、当該開示情報が行財政の意思決定に活用されることで、財政基盤の安定化や自立した財政運営につなげることができる。				
計画	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)～9(2027)年度
	新地方公会計情報の更なる活用				

取組名		担当部			
公営企業会計の導入及び活用（下水道事業）		都市整備部			
概要	<p>人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増しており、限られた予算を効果的かつ適切に執行していく必要がある。</p> <p>当該状況の中で、持続的に安定した経営を行い、公共の福祉の増進を図るため、総務省から平成27(2015)年1月27日付総務大臣通知「公営企業会計の適用の推進について」に基づく要請があり、令和2年度までに下水道事業について、現在の特別会計から公営企業会計への移行作業に取り組んでいる。</p>				
効果	<p>発生主義を導入し、民間企業と同様の精度の高い財務書類を作成することにより、公営企業の経営、資産等を正確に把握することが可能となる。</p> <p>公営企業の正確な経営状況や資産状況の把握や公営企業会計情報の活用を通して、より計画的な経営基盤の強化、財政マネジメントの向上、経営の透明性の向上、住民ニーズへの迅速な対応に寄与することができる。</p>				
計画	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)～9(2027)年度
	導入 経営戦略策定	公営企業会計決算書の作成、活用			公営企業会計決算書の作成、活用 経営戦略の更新

取組名		担当部			
市民プラザのあり方検討		生活環境部 行政管理部 政策経営部			
概要	<p>国立駅前プラザが開設したことにより、北市民プラザでの証明書発行が2割程度低下したことから、各市民プラザの行政サービスのあり方を検討する必要がある。各市民プラザで提供しているサービスのニーズや費用対効果を調査し、発行業務や高齢者に特化した新たなサービスなどを含め総合的に検討し、各市民プラザの行政サービスのあり方を検討していく。</p>				
効果	<p>効率的な行政サービスを行うことができる。</p>				
計画	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)～9(2027)年度
	検討	実施			継続

取組方針3「民間活力の導入」に係る取組

取組名		担当部				
「くにたち子どもの夢・未来事業団」の活用		子ども家庭部				
概要	<p>令和元（2019）年9月設立の「くにたちこどもの夢・未来事業団」では、令和3（2021）年4月より矢川保育園を運営することが予定されているほか、幼児教育センターの運営や子育て施設の運営を担うなどの事業を展開することが計画されている。</p> <p>公立保育園の民営化においては事業団へ職員を派遣することから、保育の質については既に担保されているが、2園目以降については矢川保育園の民営化による全体の効果検証を行ったのちに検討することとしている。ついては、効果検証の方法を検討し、効果検証により民営化の効果が認められた場合には、保護者等の理解を得る努力をしつつ公立保育園の民営化を進めていく。</p> <p>また、学童保育所や児童館といった市が設置する子育て関連施設のうち、事業団による運営が効果的であると判断された場合には、事業団による指定管理も視野に入れた運営について検討を行う。</p>					
効果	<p>事業団による柔軟な施設・事業運営が行われることになれば、市内の保育園や学童保育所、児童館等の子育て関連施設の運営が一体となる。これにより、地域における活動とともに国立市における、保育・幼児教育環境の整備が推進される。</p> <p>また、公立保育園の民営化により、人的資源や運営費に係る補助により生まれる財的資源を活用することが可能となる。国立市保育整備計画では、矢川保育園を民営化することにより、運営費で年間約4,300万円の財的効果が発生すると見込まれている。2園目以降の公立保育園を民営化した場合には、スケールメリットによる相乗効果が得られると考えられる。</p>					
計画	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)～9(2027)年度	
	検討					実施

取組名					担当部
新給食センター整備及び調理業務へのPFI手法の導入					教育委員会
概要	学校給食センターは施設及び設備が老朽化しており、PFI手法を活用して新たな給食センターを整備する。				
効果	施設の設計・建設から維持管理・調理業務にわたる事業を一括して本事業のために設立する特別目的会社（SPC）が担うことにより、効率的な施設整備、民間ノウハウの活用、費用削減効果が期待される。				
計画	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)～9(2027)年度
	検討	実施			継続

取組名					担当部
地域包括支援センターの一部委託化					健康福祉部
概要	<p>国立市では地域包括支援センターを直営方式により運営し、地域包括ケアを推進している。一方、地域包括支援センターの業務量は対象者の増とともに増加し、これまでの施策をさらに推進するためにも、高齢者からの相談など根幹的な業務は直営方式を維持しつつ、外部への委託化が可能な業務についての検討が必要となっている。</p> <p>今後、①介護報酬への市単独加算等により委託件数を増やす、②直営の地域包括支援センター以外に委託による地域窓口の機能強化を図ることで、地域包括支援センターの業務を軽減する。</p>				
効果	民間事業者により担うことができる業務を委託化することにより、市の地域包括支援センター職員が政策的な企画立案業務や総合相談業務等に対して従事する時間を確保することが可能となります。				
計画	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)～9(2027)年度
	検討	実施			継続

取組名					担当部
指定管理者制度の活用					政策経営部 健康福祉部 子ども家庭部 都市整備部
概要	<p>平成27（2015）年に設置した「城山さとのいえ」や令和2（2020）年に竣工される「旧国立駅舎」、今後整備を予定している「（仮）矢川プラス兼複合公共施設」など、近年設置した施設及び今後設置する施設について、指定管理者制度の活用を検討し、効果が見込まれる場合には指定管理者による施設運営を導入していく。</p> <p>また、既に指定管理者制度を導入している障害者施設については、利用者との信頼関係に十分に考慮しながら現在指定管理を行っている国立市社会福祉協議会のあり方の検討と併せて、指定管理者の公募や民間運営の手法等も含めて検討を進める。</p>				
効果	指定管理者が施設運営を行うことにより、民間のノウハウを活用した市民サービスの向上が期待されるとともに、職員を他の業務へ配属することが可能となる。				
計画	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)～9(2027)年度
	各施設ごとに庁内で検討後、指定管理者選定委員会に諮問し、議決を得ていく。				継続

取組名					担当部
効果的・効率的な学校用務業務制度の検討					教育委員会
概要	<p>現在直営（嘱託員）で行っている学校用務員については、中途退職が相次いでおり、年中採用活動を行うなどの事務の非効率が続いている。令和2年度から新たに導入される会計年度任用職員制度での運用状況を検証しつつ、学校用務業務のあり方を精査する。そのうえで、業務委託等の手法も含め、効果的・効率的な手法について検討を行い、学校と協議を行う。</p>				
効果	学校現場における用務業務の一層の効率化を図るとともに、教育総務課の事務効率向上を図る。				
計画	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)～9(2027)年度
	検討	学校協議・段階的实施			継続

取組方針4「組織力の向上」に係る取組

取組名					担当部
AI・RPA等を活用した業務効率化					各部
概要	業務の効率化・適正化を行い、市民サービスの向上を図るため、AI・RPA等の導入について積極的に検討を行っていく。令和元年度には業務プロセス分析による業務の棚卸を行った。この結果をもとに全庁的にAI・RPAの導入可能性を探り、実証実験を経て費用対効果が見込めるものから予算化し実施していく。				
効果	職員が行っている定型業務やルーティン業務をAIやRPAを活用し自動化することにより、生産性の向上や時間外勤務の削減、人員削減等が見込める。削減した時間や人員については、企画立案や相談業務などの市民対応へと振り向けることができる。				
計画	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)~9(2027)年度
	検討後、実証実験を行い、費用対効果が見込めるものから随時予算化し実施していく。				推進

取組名					担当部
職員の能力向上					行政管理部
概要	高度化・多様化する行政課題に的確に対応し、市民のために自ら行動する職員を育成するため、人材育成基本方針を改定する。全職員が基本的な考え方を共有し、常に意識し実践できる方針を作成する。効率的な業務遂行や実務能力向上、改革・改善やチームワークに対する一層の意識向上を図るため、研修を充実させる。				
効果	人材育成の指針を示し、研修を充実することで、市の職員であることを自覚し、真摯に業務に向き合うことができるようになることが期待される。自ら行動する職員が育成される。				
計画	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)~9(2027)年度
	人材育成基本方針の改訂、研修の充実	推進			継続

取組名					担当部
電子化等の推進					行政管理部 各部
概要	<p>市の文書作成は電子的に作成されることがほとんどであるにも関わらず、紙書類での保管が原則となっている。また、市民からの申請等も紙を使用したものとなっており、一部の施設予約を除いては電子申請が導入されていない。</p> <p>今後業務の効率化及び市民の利便性向上に向けて、①文書の電子化、②タブレット端末の活用、③電子決裁の導入、④電子申請等の推進について具体的に検討を進める。</p>				
効果	<p>文書の電子化は、在宅勤務の実現の前提となる。職員の在宅勤務が可能となれば働き方改革や人材確保につながる。また、電子申請の推進により、市民の方が来庁せずに申請が可能となれば、利便性の向上が期待され、職員側でも窓口対応の時間削減につながる。</p> <p>全庁的な電子化により、文書の保存性、検索性の向上及び省スペース化、さらに紙の使用量を大幅に削減することが可能となり、環境負荷の低減の効果も期待される。</p>				
計画	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)～9(2027)年度
	検討				推進

取組名					担当部
女性活躍推進・誰もが働きやすい職場づくり					行政管理部
概要	<p>国立市は女性管理職の比率が他市に比べて低く、出産・育児を経た女性職員がマミートラックに陥ってしまう等の課題もある。これらの課題を克服するため、先行自治体の調査を行い、組織的に女性職員をサポートする仕組みづくりや若手職員への啓発・研修を行う。また、育児、病休等による欠員補充のあり方の検討を行い、柔軟な異動を可能とする人員管理を目指していく。</p>				
効果	<p>誰もが働きやすく、子育てや介護を担う職員の力を最大限発揮できるようになり、庁内の活性化と行政サービスの質の向上、多様な人材が活躍できる環境が確保される。</p>				
計画	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)～9(2027)年度
	検討	実施			継続

取組名					担当部
テレワーク・フレックスタイム制の導入検討					行政管理部
概要	テレワーク、フレックスタイム制勤務に関して先行自治体の調査・研究を進める。効果を見極め、実施可能な条件が整った段階で導入していく。				
効果	多様な働き方が確保され、職員のワークライフバランスの向上により、優秀な人材の確保、公務の能率的な運営が図られ、性別にかかわらず育児・介護等で時間的制約のある職員が増える中で、公務の質と持続可能性が確保される。				
計画	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)～9(2027)年度
	調査・研究				実施

取組名					担当部
採用活動の強化					行政管理部
概要	近年、民間部門における採用活動の影響等により、受験者が減る傾向にある。また、専門職の職種によっては、応募が少ない状況が続いている。応募者を増やし優秀な人材を確保するため、広報活動の強化や人物重視の試験に改革していく。そのための面接官の育成や、採用試験自体の効率化を図るため筆記試験の外部委託の検討を併せて行っていく。				
効果	応募者の増加により優秀な人材の確保につなげる。				
計画	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)～9(2027)年度
	検討	実施			継続

取組名					担当部
時間外勤務の削減					行政管理部 各部
概要	<p>平成30（2018）年2月に策定した「職員定数及び時間外勤務時間数の適正化計画」に基づき、時間外勤務時間数は、令和2（2020）年度までに平成28（2016）年度と比較して22.4%の削減を目標とし、令和3（2021）年度以降は増加させないこととしている。計画に定める目標達成に向け下記取組を推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全庁を挙げた時間外勤務の削減の取り組みの推進 ・各部課、係単位での時間外勤務削減のためのマネジメント強化 ・個人・チームで時間外勤務を削減するための意識啓発や研修 ・業務の削減と効率化 ・システム化、RPAやAIを利用した業務の改革 ・時間外勤務時間数の上限設定 				
効果	<p>職員の健康維持、ワークライフバランスの向上により、優秀な人材の確保、公務の能率的な運営が図られ、性別にかかわらず育児・介護等で時間的制約のある職員が増える中で、公務の質と持続可能性が確保される。</p>				
計画	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)～9(2027)年度
	推進				継続

取組名					担当部
定員管理計画の推進					政策経営部 各部
概要	<p>国立市の職員定数は他市と比較して高い状況になっている。そのため、平成30（2018）年2月に策定した「職員定数及び時間外勤務時間数の適正化計画」に基づき、職員数は平成30（2018）年4月1日の486人から10年間で40人を削減することとしている。</p>				
効果	<p>職員数削減を目指す過程では、業務の効率化や事業の見直しが行われ、より重点的に実施すべき施策・事業に人的資源が投入される。</p>				
計画	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)～9(2027)年度
	「職員定数及び時間外勤務時間数の適正化計画」の推進				継続